第1回 行政手続部会 第1検討チーム 議事録

1. 日時:平成29年9月21日(木)14:00~15:19

2.場所:合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者:

(委員)髙橋滋(部会長)原英史、江田麻季子

(専門委員)大崎貞和、川田順一、濱西隆男

(政府)前川内閣府審議官、馬場内閣官房IT総合戦略室参事官

(ヒアリング出席者)財務省:田島大臣官房審議官(主税局担当),吉沢主税局調査課長、

大柳主税局税制第一課企画官、並木国税庁長官官房審議官、

武藤国税庁長官官房企画課長、

新井国税庁課税部課税総括課長

総務省:稲岡大臣官房審議官(税務担当)

川窪自治税務局企画課長、

寺崎自治税務局都道府県税課長

(事務局)田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4.議題:

(開会)

関係省庁からのヒアリング

・重点分野「国税」及び「地方税」

(閉会)

5.議事概要:

髙橋部会長 それでは、時間となりましたので、第1回「行政手続部会第1検討チーム」 を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しいところを御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。本日は重点分野のうち「国税」及び「地方税」について、財務省及び総務省からヒアリングを行います。国税及び地方税につきましては、今般の取組においては、地方税の数値目標等が国税と類似するという事情を踏まえて定められておりまして、財務省、総務省からそれぞれ提出された基本計画も類似点が多く認められることから、一体的に検討することとさせていただきます。

なお、検討に当たりまして、事前に議論における論点を資料1のとおりメモにまとめ、 関係省庁に対して通知をしております。

まず、財務省より御説明頂戴したいと思います。お忙しいところどうもありがとうござ

います。時間の関係で7分程度で御説明頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

田島審議官 主税局審議官の田島でございます。冒頭、私から一言御挨拶をさせていただきます。

皆様方におかれましては、平素より税務行政に対しまして御理解、御協力を賜っておりますことをまず感謝申し上げたいと思いますし、この部会等を通じて貴重な御意見をいただいていると認識しております。どうもありがとうございます。

また、私ごとなのですけれども、この7月に私は主税局の審議官で参りましたが、その前は2年間、内閣官房の行政改革事務局の次長をしておりまして、大臣が河野太郎大臣、山本幸三大臣で、そのもとでやっておりましたので、まさに規制改革とは兄弟分という位置づけで行政事業レビューなどに取り組んできたところでございます。その中では、行革関係で委員の先生方には非常にお世話になっておりまして、本日も、立場は違うのですけれども、こういう形で先生方とおつき合いさせていただくいい機会をいただいたと認識してございます。

本日は、部会の取りまとめを踏まえまして、6月末に公表いたしました国税分野の基本計画について、検討状況等を報告させていただきます。基本計画には、部会で御指摘いただきました事項はもちろん盛り込んでございますが、この際いろいろ電子化、簡素化に取り組もうということで、それ以外のことも盛り込んでいるところでございます。そうしたものを含めまして、この各施策について経済界、地方税当局とも連携をしながら、着実に具体化を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、この施策の中には税制改正を要する事項などもありますし、そうしますと御承知のとおり、党プロセスといいましょうか、党の税制調査会における御審議を経る必要があるという事柄もございますし、また、システムなどにつきましては、予算措置が前提になるものもございます。当然のことながら、それを前提とした物言いがこれからあるかもしれませんが、そこは御容赦いただければと思います。

それでは、詳細につきましては、事前に論点メモを頂戴しておりますので、それに沿って担当課長から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大柳企画官 それでは、論点メモに沿って御説明をさせていただきます。

まず、1の(1)電子申告義務化についてでございます。電子申告義務化につきましては、行政手続部会の取りまとめの取組期間が平成29年度からの3年間とされておりますことを踏まえまして、既に検討を事務的に開始しているところでございます。可能な限り早期に結論を得て、制度化を進めたいと考えておるところでございます。他方、電子申告を義務づける時期、施行時期につきましては、税制改正のタイミングですとか企業側の負担、準備期間などを踏まえながら、そのプロセスの中で適切に検討していきたいと考えております。

また、義務化の対象範囲につきましても、基本計画に我々はデジタルファースト原則を

踏まえまして、原則として添付書類も含めて電子申告を義務化する方向で検討することとしております。その際、制度化に当たりましては、単なる義務化だけではなくて、電子的提出を求める上でその前提となりますe-Tax自体の利便性向上の方策などについてもあわせて検討していくことを予定しております。いずれにしましても、企業から寄せられている声も踏まえながら、税制改正プロセスの中で適切に検討していきたいと考えております。

武藤課長 引き続きまして、1の(2)でございますが、中小法人の電子申告の利用率引上げのための具体的方策です。e-Tax未利用の法人や、税理士に対しましては、これまで同様、引き続き積極的に利用勧奨を行うとともに、納税者利便の向上を目的とした機能改善も検討してまいりたいと考えています。一方で、経済的インセンティブにつきましては、税制上の特例あるいは補助金ということでありますと、既に御利用いただいている納税者との公平性を損なうおそれもありますので、慎重な検討が必要と考えております。

次に、1の(3)のe-Taxの利便性向上に係る予算の概算要求の状況ですが、こちらは今年3月に本行政手続部会で取りまとめました内容に基づき、財務省の基本計画に掲げられているもの、例えばe-Taxメッセージボックスの閲覧方法の改善、e-Taxソフトにおける財務諸表の勘定科目設定機能の実装、法人番号の入力による本店情報の自動反映等々、文書でお出ししているとおりの項目につきまして、予算要求をしているところでございまして、30年度予算の要求額としては約8億円となっております。

1の(4)e-Taxの24時間運用でございます。e-Taxの受付時間につきましては、平成16年の導入以降、順次拡大をしてきておりまして、現状では、通常期が平日の午前8時半から午前零時まで、また、法人税申告が集中しやすい5・8・11月の最終土曜日・日曜日にあっても午前8時半から午前零時までと、確定申告時期におきましては、土日も含めて24時間対応しているところでございます。年末年始も含めた通年の24時間対応につきましては、利用者ニーズのみならず、機器のメンテナンスの方法、あるいは運用監視に要する人件費など、費用対効果を踏まえつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

1の(5)国税・地方税当局相互の連携につきましては、これまでも財務省、国税庁、 総務省の間で日頃から協議を行い、例えば源泉徴収票、給与支払報告書の電子的提出の一 元化等の施策を実施してきたところでありますし、今後とも、行政手続部会で取りまとめ ましたワンスオンリー原則の考え方を踏まえて、関係機関間で緊密に連携し、施策の具体 化にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

1の(6)国税・地方税分野で事業者の具体的な負担軽減につながることを積極的に周知する考えはあるかということにつきましては、今般の基本計画に掲げられた事業者の負担軽減策につきまして、国と地方の情報連携に係る施策も多いので、国税当局・地方税当局双方で連携し、各省庁・地方団体のパンフレット、ホームページ等を効果的・効率的に活用しつつ、日本税理士会連合会あるいは法人会等とも連携しながら、積極的に周知・広報に取り組んでまいりたいと考えております。

1の(7)の相談窓口の増加、相談時間の延長あるいはインターネットを活用した相談

システムにつきましては、まず、国税庁としまして、税務相談につきましては、国税庁ホームページで「タックスアンサー」というFAQのようなものがありまして、ここで基本的な質問に答える形になっています。年間7,500万件ほどのアクセスがあります。それから、国税局ごとに電話相談センターを設置しておりまして、こちらでも質問を受けておりまして、年間570万件ほどの利用があります。それに加えて個別具体的な相談につきましては、全国の税務署で面接相談を行っており、基本的には事前予約を受け付けて待ち時間の解消を図っているところであります。それから、確定申告期は別途相談会場を設けるという対応をしております。ICTの活用につきましては、今まだ検討中でありますが、将来的には、メール等を活用したチャンネルの多様化についても検討してまいりたいと考えております。

2の(1)でございます。納付のオンライン利用率が浸透していない原因ということですが、納税につきましては、電子納税、ダイレクト納付、インターネットバンキングのほか、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付など様々な納付手段を整備してきておりまして、基本的には納税者のニーズに合った納税手段を選択していただく仕組みになっております。

ただ、事業者にとりましては、納税は企業間の資金決済、社会保険料・公共料金の納付といった様々な資金決済の一部にすぎないことから、場合によっては電子納税を選択するよりも銀行でというほうが便利な場合も多いかと思っております。それから、電子納税に対応していない自治体が多いというのも一つの原因かと思っております。

いずれにしましても、ダイレクト納付におきまして、複数の金融機関の口座を使えるようにするといったことも来年1月から始めるなど、電子納税の推進に努めていきたいと思っております。

髙橋部会長 少しまとめぎみでお願いします。

武藤課長 はい。

2の(2)の認証手続の簡便化につきましては、内閣官房を初めとした情報セキュリティ所管省庁との調整の結果、マイナンバーカード方式を基本ということでやっております。 税理士会等からも要望をいただいている点につきましては、利便性を損なわない範囲で適切に対応してまいりたいと思っております。

2の(3)の租特のわかりやすい、一覧性のある情報発信につきましては、国税庁でもパンフレットの作成等を行っておりますし、例えば中小企業庁でパンフレットを作成し、ホームページにも掲載しておりますが、国税庁でもそういった各省のホームページにリンクを張るなど工夫をして、さらにわかりやすく、鋭意情報発信に努めてまいりたいと思っております。

ちょっと飛ばしまして、最後の2の(6)ですが、厚労省との情報連携でございます。 厚生年金保険料は標準報酬月額や標準賞与額を賦課決定の基礎としておりまして、年間の 所得に応じて課税される所得税と制度が異なっております。したがって、徴求する情報の 内容も異なっております。源泉徴収収義務者が国税当局に提出する所得税徴収高計算書に は、厚生年金保険料の計算に必要な情報が含まれておりませんので、厚労省のほうで算定 に必要な情報をこちらからお出しすることはできない仕組みになっているということでご ざいます。

大柳企画官 すみません。あと、2の(4)と(5)だけ簡単に。

法人のe-Taxの電子署名ということでございますが、法律上、代表者及び経理責任者がみずから確認し、その申告について責任を明らかにする観点から、代表者、経理責任者両方の自署、押印ということになっております。このため、電子申告の場合につきましても、自署、押印にかえて、代表者及び経理責任者の電子署名及び電子証明書の添付を求めているところでございます。

この電子署名のあり方につきましては、企業からいろいろな声が寄せられておりますので、こういう声も踏まえながら、どういうことができるか、税制改正の中で適切に検討していきたいと考えております。

次の電子署名の省略ということでございます。e-Taxにおけます本人確認の方法につきましては、オンライン手続における情報セキュリティに関する政府全体の方針を踏まえまして、リスクに適切に対応しながら、納税者の利便性を確保するという観点から、まずは電子署名を基本としつつ、一定の範囲に限ってID・パスワードによることとしております。お尋ねの電子署名の省略につきましては、今後とも政府全体の方針を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、総務省より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

稲岡審議官 総務省自治事務局で審議官をしております稲岡でございます。

委員の皆様におかれましては、平素より地方税務行政について貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。総務省といたしましても、行政手続コスト削減に向けて、地方税分野についても、経済界や国税当局の協力を得ながら、積極的に電子化・簡素化に取り組んでまいりたいと考えております。基本計画に掲げた各施策につきましても、地方団体の理解と協力を得ながら、着実に具体化を図ってまいりたいと思っております。

検討状況の詳細については、国税と同趣旨のものが多いわけでございますが、担当課長から説明をさせていただきます。

川窪課長 自治税務局企画課長の川窪でございます。

お手元の地方税の回答のペーパー、資料3でございます。1の共通の論点につきましては、共通の考え方で対応しようと思っているものも多いので、その旨だけ申し上げる形でお話し申し上げます。

1の(1)につきましては、基本的に国税と横並びで時期や内容を検討して進めていきたいと考えているところです。

次のページ、1の(2)インセンティブ等につきましては、先ほど国税からお話があったのと同じ考え方をとっております。最後の2行、「なお」と書いてございますが、地方税の場合、多数の地方団体に申告を行う企業にとっては、eLTAXを利用して申告すること自体の事務負担軽減効果も非常に大きいと思いますので、そういうこともしっかりPRして、利用拡大に努めたいと考えております。

次の1の(3)につきまして、eLTAX、地方税の申告システムのほうは、地方団体の事務を持ち寄ってやっているという性格のものでございますので、総務省から特段の予算の支出等はないところでございまして、地方団体から一定の基準に基づく負担金を集めて賄われております。今後もそういう形で続けていくものと考えております。

次に4ページ、(4)についてでございます。基本的には現状、それから、これまでの拡大内容を書いているとおりでございますけれども、最後の段落に書かせていただいておりますように、eLTAXの次期システム更改が今から2年後の平成31年秋に予定されております。それに合わせて運用時間拡大を検討するということで、地方税電子化協議会や総務省の間でも検討を始めている段階でございますが、365日24時間ということに関しましては、費用対効果を見ながらの検討も必要ということで、国税と同様でございます。

次の(5)につきましては、内容的に国税と共通でございますので、歩調を合わせて取り組んでいくという答えにとどめさせていただきたいと存じます。

次の(6)、6ページでございます。こちらにつきましても、書いている内容は同様で ございます。国税と足並みをそろえて取り組んでまいります。

次の(7)でございますけれども、地方団体の税務相談の関係でございます。地方税の場合、所得計算等を申告する税目が少なくて、いわば地方税務当局から賦課処分をして納税通知書を送るタイプの税目が多いという事情はございますけれども、それでも納付に関する分割納付の相談を初め、様々な税務相談がございまして、それらにつきまして、各地方団体において充実を図ってきているところでございます。総務省としても、必要に応じて助言等を今後とも進めてまいりたいと存じます。

次の8ページ以降、地方税に関する論点ということでございまして、大きな3番でございます。(1)の申告の義務化の件でございます。固定資産税の償却資産の申告など、次なる申告の義務化を検討すべきかどうかという点につきましては、固定資産税の償却資産の申告は、記載させていただきましたように、まだ全市町村の接続時期から2年程度しか経ていないこととか、特に大企業ほど、既に現在の申告のシステムに合った形での個別のシステムをつくっておられるという事情があるなど、いろいろな事情があるわけでございまして、利用率向上の状況を見つつ、今後、課題として検討してまいりたいと考えているところでございます。

次の9ページの(2)につきましては、国税と同様の措置が可能かどうか、また、国税の検討状況を教えていただきながら、地方税としても検討したいと考えております。

10ページの(3)事業者目線という観点での改善の加速ということで、できる限り国税

における取組に遅れることのないよう、地方税としてもスピーディーに対応していくということで、各地方団体やeLTAXシステムを運用している地方税電子化協議会と協議を重ねてきております。新しい取組をする際、最近は国税との連携も非常に重要になってきておりますので、国税当局と電子化協議会、総務省が一緒になって歩調を合わせて迅速に対応できるよう、取り組んでいきたいと考えております。

11ページ、最後でございます。(4)につきましては、共同収納でございます。先ほど申し上げました次期eLTAX更改は平成31年秋を予定しております。このシステム更改に合わせまして、全地方団体に統一してそのシステムで、行き先にいわばお金が分かれて納まっていくという形での共通電子納税システムを、eLTAXと連動する形で構築するという方向で地方団体と現在調整を進めているところでございます。これに関しまして、もちろんシステム開発も必要ですし、一定の法制上の措置も必要になってまいりますので、そうした取組が遅れることのないよう、総務省としても関係機関と連携して取り組みたいと考えております。

以上でございます。

髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御提出いただいたメモ及び御回答につきまして、御質問等があればお出 しいただきたいと思いますが、一応、論点順に、外れても結構ですが、沿いながら御発言 頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

まず皮切りにでございますが、党税調の審議の過程が要るというのは分かるのですが、お願いする側としては、今年度の税制改正プロセスの中で一定のめどをつけていただくという目標でやられているのかどうかということを国税等にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大柳企画官 確たることは申し上げられませんけれども、今、企業のほうでどういう点が義務化を図る上でのボトルネックとなっているかということの聴取を非常に精力的にやっております。そういうものを踏まえて、単に義務化するだけではなくて、国税の従前の取組、添付書類の在り方とか、そういうことも含めて検討して、成案が得られれば、可能な限り早期に提示していきたいという方向で検討しています。

髙橋部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。その辺は事業者団体との調整も要る というお話ですが、川田専門委員はいかがでしょうか。

川田専門委員 ありがとうございます。

その点につきましては、経団連を初めとする意見を聴取されていると聞いておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それ以外もよろしいでしょうか。

髙橋部会長 はい。

川田専門委員 今回、先駆けてお取り組みいただきまして、ありがとうございます。論 点ごとのご説明を伺い、削減に向けた3原則、「デジタルファースト」、「ワンスオンリ ー」、「書式・様式を統一」については、精力的に取り組んでいただいていると思います。 それに加えまして、「省庁横断的に行われているか」、「地方公共団体との協力・関与を しっかりと行っているか」、「事業者側の負担軽減に向けた環境整備を考えているか」と いう点も、我々は大きな課題であると考えているところでございまして、そういう視点か ら2、3、質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、9ページの納付に関するオンライン化についてでございます。もしかしたらもう対応される予定かもしれないですが、よく事業者の議論の中で聞いていますのは、銀行振込みができないと。特に法人税、消費税、固定資産税は銀行で納付書払いをしなければならないという意見もあったのですが、それは電子納税で解消できるのかどうかというのがまず1点でございます。

2点目は20ページ、2.国税に係る論点の(6)でございます。これは省庁横断的な問題ですが、厚労省との間で情報連携が難しいという、この事情はよく分かるのですけれども、例えば、様式を変えれば同じ内容、同じような項目での共通の利用が可能なのかどうか。つまり、現状は別々の資料を提出しているわけですけれども、事業者側の元資料は一つでございますので、何か工夫すれば、厚労省の提出資料、国税庁の提出資料も統一化できるのではないか。そういう御検討はされるのかどうかという点でございます。

もう1点、申し上げますと、総務省の3の(1)にある固定資産税について、オンライン利用率が低いということは、そうかなと思うわけでありますが、2点ほど問題に感じているところがございます。1つは、固定資産税の申告期限は1カ月、つまり1月1日の基準日に対して1月末ということで、他の税と比べて非常に短いということ。もう1つは、固定資産税の納付期限が年4回となっていますが、その4回の時期は、各自治体に任されているということでばらばらでございまして、事業者側では統一的、電子的な対応が難しく、それぞれの納期に合わせた形で紙ベースの資料をつくっているのが現状でございます。もし納期が、例えば4月、7月、12月、2月とかに統一してもらえれば、電子化が非常に容易だということも聞いておりまして、そういう対応ができるのかどうか。

この3点につきまして、聞きたいと思います。

髙橋部会長 では、3点につきまして、まず第1点目はいかがでしょうか

武藤課長 第1点目の納付のオンライン化につきましては、御指摘いただいたとおり、ダイレクト納付等につきましては全税目で対応しておりまして、この方法であればe-Taxで申告をして、そのままボタン一つで納付できる。通常のような税務署に行って納付書をもらってという手続は必要なく、できることになっております。

髙橋部会長 この間、議論になったのですが、大企業になるほど銀行振込みがなかなかできないという話を聞いたのですが、そういう障害はないということでしょうか。

並木審議官 振込みではなくて振替(納税)のことではないでしょうか。

武藤課長 振替納税は基本的に個人を中心とした仕組みでございまして、法人に対する 同様のものとしては今、ダイレクト納付という形で制度がございまして、ダイレクト納付 であれば、まさに税務署に行くことなく、最初に開始の申請を出していただければ、全てオンラインで納付までできる仕組みになっております。したがって、銀行に行く必要もございませんし、振込みの上限額も基本的には数百億円ぐらい、銀行によってそういう上限に違いはあるかもしれませんが、通常の企業であれば全く支障なくオンラインで納税できる仕組みになっております。

髙橋部会長 次にいかがでしょうか。

新井課長 それでは、私のほうから2点目の国税と厚労省との関係で、元の情報が企業で持っておられるものは同じなのでということかと思いますけれども、ちょっと細かくなりますが、御説明させていただきたいと思います。

国税にお出しいただいている所得税の徴収高計算書といいますものは、御案内のように源泉徴収義務者が給与等について源泉徴収をされた所得税を納付していただくために用いている納付のための様式でございます。それに記載していただく情報は、従業員個々の方の給与支払額ですとか賞与の額は、税務のほうでは特に納付に当たっては必要ないものですから、トータルの合計額というものを必要最小限の情報として納付書に記入していただいております。

一方で、厚労省の保険料の関係でございますけれども、被保険者の報酬月額算定基礎届とか賞与支払届というものがあるようですが、それにつきましては、個々の被保険者ごとの標準報酬月額等を算定するために必要な情報として、個々のデータ、被保険者ごとの氏名から始まって生年月日、4月から6月までの各月の報酬月額ですとか賞与支給額という、ある意味、国税に比較すると細かい部分を記載して出していただいているということですので、お話があったように、元データとして企業が持っているデータは同じかとは思うのですけれども、出していただくものの対象範囲がまず違っている。給与とか賞与がベースにはなっているのですけれども、そこの細かな給与なり賞与の概念といいますか、どこまでを対象範囲として計算するかがそれぞれの制度のたてつけによって異なっておりまして、国税の場合は合計値であり、同じ賞与・給与として保険料のように個々に出ているわけではないということは、御理解いただければと思っております。

したがいまして、仮に一本化して、同じ情報なので一つで出すと、例えば国税に出して それを厚労省に渡せばいいではないかという話になると、国税としては、本来、国税で賦 課徴収に当たって必要ではない個人情報的なところまでより多くもらってしまうという部 分があって、それはいかがなものかという議論が別途あるのではないか、あるいは、一つ の様式にまとめてしまうと、ある意味でそれに記載していただく情報がかなり膨大になっ てしまって、かえって出していただく方の事務負担が煩雑になって、場合によっては間違 いだったり記入漏れが生じる懸念もあるのかなと考えております。

以上でございます。

髙橋部会長 いかがでしょうか。

川窪課長 3点目につきまして、総務省でございます。

固定資産税の償却資産の申告でございますが、1月1日時点における保有している償却 資産の状況を1月末までに御申告いただいて、その後、課税の作業をして、4月の課税に 間に合わせるという日程になっております。4月に土地や家屋と合わせまして同時に課税 して一定の納期でお支払いいただくという日程の都合もあり、今の制度になっているとい う事情でございます。

また、償却資産の申告は、いつ取得した、どんな償却資産を、どのように保有しているかということで申告していただくので、1年前の1月1日と内容が余り変わっておられない企業もそれなりにあると思うのですが、そういう場合には、前年のデータがそのまま申告に使えるということもございます。今のところ、31日間なので、それが非常に日程的に苦しくて時期を延ばしてほしいという話は、余り大きな話としては聞こえてきておりませんが、実態としてどのような御要望があるのか、我々としてもアンテナを高くして事情をお伺いしていきたいと思います。

納期の年4回のほうにつきましては、確かに年4回を基本としつつ、条例で決めることができることになっておりますので、団体によってちょっとずつ違う納期があり得るという状況になっています。条例で定めることができるというもともとの制度でございますので、強制的に全てを統一化するという議論については簡単ではないかもしれませんけれども、先ほど申し上げました共通電子納税システムは、当面この固定資産税までは対象になっていないのですが、法人の住民税などを対象にスタートする予定です。将来的に、固定資産税の納税についても全国的な統一基盤を使って電子納税できるような仕組みを考えるときには、納期の扱いをどうするかということについても検討課題になるかと思っておりますので、全国の状況などもよくウオッチしながら、次の課題に向けた取組を考えていきたいと考えております。

髙橋部会長 川田専門委員、それでよろしいですか。

川田専門委員はい。

原委員 関連でよろしいですか。

髙橋部会長 どうぞ。

原委員 ありがとうございます。

2点目の国税庁と厚生労働省の情報連携に関してで、御説明になったことは全くおっしゃるとおりで、よくわかります。一方で、企業での給与のデータ管理を考えると、これはごく小さな中小企業まで含めて、今、多くの企業では給与ソフトで給与明細のデータを管理されていると思います。そのときに、給与ソフトで管理されているデータの中から一定のものを抽出して政府の中のどこかに出しておけば、国税であっても、社会保険の関係の部署であっても必要なデータが共有されるといった仕組みは考えられないものなのでしょうか。

髙橋部会長 私もその辺はお聞きしようと思ったのですが、いかがでしょうか。とりあえず厚労のほうが詳しいので、厚労にも所得税ベースにベースを変えてくれませんかとお

願いするつもりだったのです。そこで、仮にそのようにベースが共通化されて、それで両方賄えることになれば、共同でそのように処理できるということはお考えにならないかということをお聞きしたいと思います。

新井課長 そこは今、先生からお話がありましたように、もともとの対象のベースが違っていますので、そこら辺を厚労省のほうで今後の在り方としてどう考えていただくかを まず検討していただいた上で、我々としてもどうすべきかを考えたいと思っております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、もう1点として、仕組みなりシステムをどう設計するかにもよるかと思うのですが、国税として本来必要ない情報が来てしまうみたいなところは、そこら辺は結構、別の観点からいろいろ議論を呼ぶかと思いますので、慎重な検討が必要かと思っております。

髙橋部会長 国税からのアクセス制限をかければいいのではないのですか。国税からは 決まったところだけしかアクセスできないようにすれば、別に国税は余計な情報を見られ ないですね。

新井課長 考え方としては、おっしゃるとおりかと思います。

髙橋部会長 原委員、いかがでしょうか。

原委員引き続き、そこは。

髙橋部会長 引き続き、そこは政府全体として取り組んでいただければと思いますので、 よろしくお願いします。

では、もとに戻りまして、順番に前のほうのことについて御審議いただければと思います。インセンティブの話ですが、例えば青色申告でも、必要経費相当については税額控除するみたいなことがあって、そういう意味では、IT化について、ある種、必要経費みたいなものを見て、それはもう電子申告をやっている人も含めて、これからやる人も含めて、所定額を税額控除するという形でインセンティブを与えることは十分、制度設計上可能だと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

新井課長 お話がありましたように、今、かなりの割合でe-Taxを利用されている法人もおられますので、そういった既存の利用者の方とのバランスは、考える必要があるのかと思っております。

髙橋部会長 今、言ったような形で、既に電子申告をされている人については、当該年度、来年度、既に先行投資してお金をかけたのだから、そこはみなしで税額控除してしまうということはできないのでしょうか。

新井課長 現行制度の説明になりますけれども、例えば企業が電子申告を使うためにパソコンとかシステム系を購入した場合の特例といいますか、税額計算上のメリットみたいなものとしては、現行制度においても、一定の条件下でありますが、例えば中小事業者等の少額減価償却資産の特例ですとか、もう一つ、中小企業等投資促進税制といったものの適用が可能になる部分がありますので、そういった部分、もちろん周知・広報が必要だと思います。十分やっていかなければいけないと思いますが、そういったことを使っていた

だければ、現時点でも税制上のメリットを受けられるようになっております。

髙橋部会長 ただ、そこを明確にインセンティブという形で位置づけて税額控除項目に していただくとか、さらに、継続していれば当然ランニングコストがかかりますから、そ のランニングコストについては税額控除するみたいなことはあり得ないのでしょうか。

新井課長 現時点でそこまでは検討しておりません。

髙橋部会長 ぜひ検討していただいて、明確なインセンティブを与えるように何かの措置ができないかどうかを国税のほうでも御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。順番にいろいろとあると思いますが、私だけではなくていろいると御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

ありますか。どうぞ。

江田委員 国税の1の(3)のe-Tax、eLTAXの利便性向上に向けての投資でございますけれども、「へ」のポイントです。e-TaxとeLTAXの仕様共通化の推進と書いてあります。こちらは総務省では、申請はしていないものの、財源はあるということで、その協調性みたいなところが余り書かれていなかったのですけれども、事業者にとってみると両方やらなければいけないので、e-TaxとeLTAXの仕様が必ず共通化されるような推進というのは行われているのかどうか、確認させていただきたいと思いました。

川窪課長 総務省でございます。

地方税のほうは、この様式には予算のことだったのでという意味で書いておりませんけれども、国税のほうで書いていただいている仕様の共通化とか、その次のソフト連携ですとか共通データについては自動的に互いに反映できるようにしようとか、そういう話に関しましては、電子化協議会だけではなくて、総務省も一緒になって国税庁と協議をして、やるときには両方のシステムをつながなければできませんので、それは一緒に取り組んでおります。ここの項目に出てくる話は、総務省や地方側も一緒に取り組んでいると御理解いただければと思います。

江田委員 追加で、システムのことばかりで恐縮ではございますけれども、もう1点、電子署名のところです。ちょっと飛んでしまいますが、申しわけございません。19ページです。政府全体の方針を踏まえるという御説明だったのですけれども、かなりここは利用促進の上でネックとなり得るのではないかということが想像されるのですが、具体的にはどういったことが起これば、よりこの電子署名が広がるとお考えなのか、教えていただきたいと思います。

大柳企画官 政府全体としては、マイナンバーが入って、個人番号を付して行うオンライン手続につきましては、やはり利用事務実施者として非常に厳格な取扱いをしないといけない。オンラインになりますと、いろいろな事故が大量に発生するリスク等もありますので、基本的にはマイナンバーを使った認証システムが大事だろうと。ですから、インフラとして入ったマイナンバーとマイナンバーカードを使った認証がいかに普及するかとい

うのがポイントなのかと考えております。

髙橋部会長 今のでよろしいでしょうか。

江田委員 マイナンバーとマイナンバーカードを両方で二重に、ということですか。マイナンバーカードとなると、実際に持っていかなければいけないということがイメージされるのですけれども。

大柳企画官 持っていかなければいけないといいますか、マイナンバーカードの中に認証が入ってございますので、それを付して電子申告していただくとか、そうすると、なりすまし防止とか改ざん防止、そういったリスクを抑えることができる。基本的には、政府全体として、マイナンバーをつけて送るようなもの、例えば、個人の申告ですとかはマイナンバーを記載して税務署に出すわけですけれども、そういうものにつきましては、基本的に電子署名を使っていきましょうということでございます。そこら辺のインフラが今もう整っていますので、それが普及すれば、そういうことがより進んでいくのではないかということでございます。

髙橋部会長 よろしいでしょうか。

江田委員 そうですね。普及させなければいけないですね。

髙橋部会長 その関係でお聞きします。ただ、その前に一定の範囲に限ってID・パスワードの付与をお考えだということで、これはすばらしいと思っているのですが、これはどういう方式でやられるとお考えでしょうか。

武藤課長 ID・パスワードにつきましては、個人の所得税の申告の際ですけれども、これも内閣官房の情報セキュリティ担当部局等と1年以上調整をいたしまして、一度税務署に来られて本人確認あるいは番号確認をされた方に、税務署のほうから直接、ID・パスワードを支給する。翌年以降は、それを使ってパソコンなり御自宅から電子申告していただける、そういう仕組みを考えております。まだ実際の導入は31年1月からと、ちょっとシステム開発に時間がかかります。

髙橋部会長 まだ時間がありますが、そこでお聞きしたいのですけれども、国税、地方税の連携ということを考えると、例えば本人確認を市役所でもできて、同じID・パスワードで地方税も国税も電子署名を省略できるように協働していただくということはお考えになれないでしょうか。要するに、一々税務署に行かなくても、市役所に行って本人確認してもらって、どこかで確認した上でID・パスワードを統一的に発行して、それで国税、地方税共通で電子署名省略ということは考えられませんか。要するに、誰かが本人だと確認すればいいわけですね。

どうぞ。

大崎専門委員 今日は別にそれを議論する場ではないと思うのですけれども、その点については私もずっと問題意識を持っているのです。電子署名認証を一度した場合に、一定期間は継続的に使えるID・パスワードが申請した人に付与されるような仕組みを全体としてつくらないと、なかなか税の場面だけ市と国税とで共通のID・パスワードでいっていい

かというのは、これは大きな問題になると思うのです。

今、結局、共通のインフラとしては電子署名と決めてしまっているわけですから、今の議論ですと、それは電子署名を使ってくれという話になってしまうと思うのです。なかなかそこは国全体として、例えば1年間有効なもの、1年間有効では余り納税の場合は意味がないような気もするのですけれども、そういうID・パスワード制度をつくるかどうかですね。

髙橋部会長 ただ、先行してやるという話はあるのではないかと。とにかく連携を広げるという点では、まず税のほうで連携していただくということもあり得るかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

武藤課長 制度上は、地方自治体に申告に来られる方に、自治体の税務職員が本人確認をしていただければ、ID・パスワードを支給するということも可能。

髙橋部会長 いや、本人確認だけしていただいて、あとは本人確認しましたといったものを国税から何か書留でも、マイナンバーを送るようにIDとパスワードを送ればいいだけですね。そこは考えていただいて。

並木審議官 番号法上の制約などもあると思いますので、今、番号に係る事務をやる場合は、当該事務を実施するところで本人確認するというのが制度の基本的なたてつけになっております。そういうことで、あまねく国なりが使うときに、どこかで本人確認をしたらということが、そのまま連携機関で全部できるようになるかというと、番号法上の扱いとしていかがなものでしょうか。

髙橋部会長 一つのアイデアですが、連携の象徴かなという気もします。ぜひお考えいただければと思います。

では、大崎専門委員、どうぞ。

大崎専門委員 電子署名の話がいっぱい出たので、電子署名に絡むことを 1 点確認したいのですけれども、法人納税者の電子署名の簡便化という話題が出ていて、これは要するに、法人税のときは 2 人の電子署名が必要で、消費税のときは 1 人でいいという、そこで大変だという話も入っているのではないかと思うのです。税制改正が必要なものについては時期もなかなか決めにくいみたいなお話もあったのですけれども、電子申告の義務化みたいな話に比べると、割と実態的な問題というよりも、極めて沿革的な理由か何か、昔の事情で結果的にずれが出ている制度を調整するだけのような気もするので、例えばそのようなところはもう比較的短期に改正に向かって検討していただくとか、そういうことはあり得ないのですか。

大柳企画官 タイミングはちょっとあれですけれども、電子申告義務化の当然の前提として、企業側の負担になっているところとか、過度な情報を要求しているような部分につきまして、きれいにしていかなければいけないだろうという問題意識をもっておりまして、例えば経理担当者のほうについては廃止するといったことも含めて、今、検討しているところでございます。

髙橋部会長 単なる制度の沿革で省略できるところがあれば、この際、ぜひ積極的に省略していただければと思います。

では、濱西専門委員、どうぞ。

濱西専門委員 今年から個人申告の場合にマイナンバーの記載が求められるようになったのですけれども、今年、それからそれ以前、何回か申告に行ったことがあるのですが、本人確認をされたという記憶が全くないのです。要は、私の経験からすると、税務署に本人かどうかわからないけれども誰かが行って申告すれば、本人確認をせずに受け取ってもらえるのですが、それが電子申告になると非常に厳しくなる。できるだけ電子申告の壁を低くしていただきたいというのがお願いでございます。

髙橋部会長 そういうことだそうですので、何かコメントはありますか。

並木審議官 念のためきちんと申し上げておきますけれども、税務署の現場で本人確認をしていないということはございません。番号制度が入る前もきちんと添付書類などを確認いたしまして、そこに源泉徴収票がついていれば、さすがに本人以外が源泉徴収票を持っていないだろうということで、幾つかの書類をあわせて確認していたことで本人確認はさせていただいております。

確かに実際に持ってこられただけの場合、その方が誰かみたいなことはあるのですけれども、そこについても、これはどなたのものをお持ちになったのですかということを、来られた方に、父のですとかいって話があったら、それをテークノートするような形で、きちんと本人確認は今までもやっておりましたところでございます。そこはちょっと、いいかげんなことをやっているわけではないということで申し上げました。

髙橋部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

川田専門委員 先ほど1点言い忘れたのですけれども、財務省の1の(1)の電子申告義務化についてです。添付書類も含めて電子申告を検討するということですけれども、全てが今までどおりではなくて、例えば添付書類を省略することもあわせて検討いただければと。もちろん資料は事業者側に保存義務が課せられているわけですので、そういう対応もぜひお願いしたいと思います。

大柳企画官 ちょっと言葉が足りませんでしたけれども、添付書類の範囲はもちろん、 提出いただく情報の範囲、データの形式といったことも含めて検討している。義務化をお 願いする以上、その前提となる手続といいますか、BPRといいますか、そういうところもあ わせて検討していきたいと考えているところでございます。

髙橋部会長 いかがでしょうか。

それでは、私のほうから幾つか気になったところを順番にお聞きさせていただければと思いますが、財務省の2の(2)でいわゆるメッセージボックスの話で、どのような対応をとるかについて協議を行っているということだと思うのですが、具体的にはどういう方

策を考えるということで御検討になっているかどうかをお教えいただきたいのです。

武藤課長 まだ税理士会あるいは民間ベンダーと協議を行っている段階ですので、確定的には申し上げられないのですが、幾つか考えられる方策ということで申し上げますと、今は、e-Taxで申告していただいた後に、実際の納付に当たって一旦そこからメッセージボックスに移ってやっていただく形になっているのですが、そうなりますと、今後、簡易認証でやっておられる方がそこに入れなくなったり、あるいは税理士の方が入れなくなったりする問題が出てきますので、その画面を移さずにそのまま作業ができるような方式とかも一つ視野に入れて考えております。

ダイレクト納付につきましても、今、メッセージボックス経由という方式なのですけれども、メッセージボックスを経由せずに納付できるような仕組みを考えられないかと、幾つかの方式を検討しているところでございます。

髙橋部会長 ここが結構ネックみたいな話をよく聞きますので、ぜひそこはボトルネックを突破していただく御検討をよろしくお願いします。安心しました。

それから、いろいろあると思うのですが、地方税のほうに1の(7)でお教えいただきたいと思うのですが、税務相談という点で言うと、確定申告の時期は同じように税務署でも市役所でも受け付けて相談されているということで、国民からすると、やはり税務相談は税務署のレベルと市役所のレベルは同じだろうと普通は思うと思うのです。そういう意味で、国税で積極的に取り組まれている、例えば事前受付であるとか、さらにはメールやチャットの多様なチャンネルを通じた相談を検討するとか、そういうことは、やはり一緒にやっている相談という点では足並みをそろえることが住民目線からすると非常に重要だと思うのですが、その辺の御検討はどのようにお考えでしょうか。

川窪課長 まず、国税の所得税などの申告時期におきまして、御指摘いただきましたとおり税務署のない市町村などもたくさんございますので、そういうところでは国税の申告の受付でありますとか、あるいは相談会場を市役所の場所に置いて、かつ市役所の職員も一緒になって受付の作業とか相談に対応するということは全国的に、通称三税協力と呼んでいますが、国税、都道府県税、市町村税それぞれの職員が一緒に協力して仕事に取り組むということをずっとやってきております。それは今でもやっておりますし、これからも大いに周知しながらやっていこうということでございます。

これから先、また消費税の軽減税率の制度などが入ってくるときには、それに関する様々な取扱いなどに関しても、国税当局だけではなくて都道府県や市町村の税務担当職員も一緒になって、様々な相談に応じたりしていく取組をやろうということでございます。

それとはまた別の話として、地方税について様々なチャンネルで相談を受けてということにつきましても、我々もどんどんしょうようしたいと思っておりますし、地方団体の先進的な取組などについてもできるだけ情報を共有して、前に進んでいくように努力していこうと思います。

髙橋部会長 今の話ですが、既にそういう実績があるのであれば、そういう基盤の上に

国税と同じような相談について、利便性の供与というのは、これはスムーズに地方分権の 観点を踏まえても導入できるのではないでしょうか、ということをお願いしたいと思って いるのです。

川窪課長 そこは各地方団体でそれぞれ様々に工夫も凝らしてやっていると思いますし、 地方のほうが不十分だということにならないように、私たちのほうからも地方団体に対し てしっかり助言をしたり、しょうようしていきたいと思っております。

髙橋部会長 同じ話ですが、実は国税も積極的にお取り組みいただくのはありがたいと思っているのです。けれども、チャットやメールもそうですが、申告書を見ながら相談するというのは重要なことだと思うのです。そういう意味では、民間のソフトの名前は言いませんけれども、PCでつないで画面を見ながら相談できるようなことを積極的に導入すると、税務署に行かなくても相談できると思うのです。要するに往復の時間を短縮できると思うのですが、そういうことをお考えになることはあり得ないのでしょうか。

武藤課長 現時点でそこまで検討しているわけではございませんが、どのようなシステムがあるのか、費用を含めていろいろと勉強させていただきます。

髙橋部会長 費用はほとんどかからないと思います。それが可能なのかどうかはよくわかりませんが、ぜひ御検討いただいて。

それから、先ほど総務省にお聞きしそびれたのですが、財務省が検討されているID・パスワードの付与による電子署名の省略は、仮に一緒にできなくても、地方税だけでできるということは考えられませんか。

川窪課長 具体的にこれならあり得るというのが、今、地方税の共通のシステムでやっているものは、まさに税の申告の提出といった、なりすましとかではなく真正性というか、本人から御提出いただいている正本であることが必要なようなものについてeLTAXシステムを組んでおりますことから、今すぐ、これについては電子署名がなくてもいいというような手続が思い当たらない状況ではあるのですけれども、国税の取組なども教えていただきながら、この手続であればID・パスワードだけでもいいようなものがありそうであれば、また考えたいと思います。

髙橋部会長 それはシステム改修しなければいけないから、どこかの時点でないと導入できないということでしょうか。そこはシステムを組んでしまっているからというお話があったのですけれども。

川窪課長 もちろん、何かを変えるときにはシステム改修が必要になるのですけれども、 もともとのやっている手続が、最初に申し上げましたように、基本的には、仮に紙であれ ば署名押印も必要で、本人の真正性が担保できるような格好で電子でやるというようなも のをeLTAXで電子申告可能税目手続というふうにつくってきたことがございます。今すぐ 電子署名なしでもいいと言えるものがあるかと言われると、まだ思い当たっていないのが 実情なのですけれども、今後の動きをよくよく確認しつつ、検討したいと思います。

髙橋部会長 国税で省略できるのだったら、地方税でも省略できる。セキュリティの必

要性は同じレベルだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

川窪課長 同じような提出物であればということでは、おっしゃるとおりだと思います。 もともと違う税目の違うものがシステム化されているものですから、ID・パスワードで大丈夫だという御判断があって、それと同じようなものが地方税にもありそうであれば、もちろんそれは前向きに対応しようと思います。

髙橋部会長 ぜひその辺は前向きに対応していただいた上で、一緒にできるのであれば 一緒にしていただくということを御検討いただければと思います。

それから、共同収納でございますが、これは我々、延びても期間は5年なのです。29年度から始まって、3年が原則ですので、32年3月までに基本的にお願いしたいということを各省庁にお願いしているのですが、共同収納について、32年3月までにはできるようになりますでしょうか。

川窪課長 次のeLTAXのシステム更改が平成31年秋から稼働の予定でございますので、その稼働のときにサービスが一緒にスタートできるように、それに遅れることなく法制上の手当ても含めて我々のほうも対応していくつもりで取り組もうとしておりますので、目標といいますか、31年秋には稼働できるように取り組みたいと考えています。

髙橋部会長 ぜひよろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。

大分戻ってしまうのですが、1の(4)で24時間運用のところです。費用対効果なども 踏まえて御検討いただくということでしたが、現状のコスト、それから24時間にした場合 のコストは、大体どれぐらいのイメージでしょうか。

武藤課長 ざっくりしたイメージで申し上げますと、現状で運用監視経費が年間10億円 ぐらいかかっておりまして、仮にこれをそのまま365日24時間に拡大しますと、プラスで5,000万円ぐらいはかかるのではないかと。まだ正確に試算はしておりませんが、そんなイメージかと思っております。

原委員 わかりました。

これは江田委員から補足いただくといいのかもしれませんが、特にグローバルな企業ですとかそういったところでニーズがあると聞いておりますので、ぜひ前向きに御検討いただけるといいのではないかと思います。

江田委員 各国いろいろな施策はあると思いますけれども、グローバル企業の場合、時差もありますので、24時間といった御対応をいただくと、非常に利便性が上がるという部分はございます。これはオンライン化が進むのと同時に、実際にコストをある程度抑えながらやることも可能かと思いますので、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

髙橋部会長 5,000万円ということでございますので、どのように考えるかよくわかりませんが、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

江田委員 もう一度マイナンバーのところの御質問で、パンフレットのこの部分を拝見したのですけれども、カードを持っていて、なおかつカードリーダーがあれば簡略化されますよということなのですが、なかなかハードルが高い。カード自体も結構ハードルが高いのが現状なのかと思います。こちらを普及させていくためにどのようなことをお考えなのか。先ほど出てきたインセンティブとか、何かしら納める側がポジティブに思うようなことはあるのでしょうか。

武藤課長 マイナンバーカード自体、今、内閣官房の番号室というところで各種普及策を講じておりまして、現状で千二百数十万枚。これは申請さえすれば全国民は無料でもらえる仕組みになっております。プラス、マイナポータルは今もう全国民に開設可能になっておりますけれども、マイナポータルにアクセスするためにカードリーダーが必要になるということであります。ただ、マイナンバーカードとカードリーダーをどう普及させるかということ自体は内閣官房を中心に関係府省でやっていまして、なかなか税のためだけということだと普及が進まないので、社会保険関係の申請ですとか、あるいはさらには内閣官房で健康保険証の機能も入れられないかという多面的な観点から検討いただいております。そこになかなか国税だけでこれというのは思い当たらないのですが。

ちなみに、カードリーダーも昔はかなり高額でしたが、今は2,000円ぐらいでアマゾンで 売っております、というのが現状でございます。

大柳企画官 あと、先ほどいろいろIDの共有化とかもありますけれども、そういうのもマイナンバーカードのほうであわせて検討しているようですし、カードリーダーについても代替策がないかとか、そういうことについても内閣官房で検討されているようでございますので、そういうプラットホームが大分充実してくれば、非常に利用環境が上がるのかなと考えております。

江田委員 ありがとうございます。

単純に使う側からとしては、何かしら目に見えるインセンティブがないと、2,000円であってもなかなかこれは普及しないのではないかと危惧をしておりまして、プラットホームが充実すればこれが実現するということであると、なかなかイタチごっこみたいな形で進まないのではないかという危惧がございます。もちろんセキュリティも考えなければいけないのですけれども、ぜひとも利便性を考えて、使う人の立場でハードルをできるだけ低くということをお願いしたいと思います。

髙橋部会長 私は、やはり青色申告みたいなもので税額控除が一番インセンティブと思います。控除してくれれば絶対にカードリーダーを買いますから、それで便利になるのだったら国民はハッピーだと私は思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、濱西専門委員、どうぞ。

濱西専門委員 今日の資料で配られていないのですが、前に御質問した話として、法人

税申告のオンライン利用率につき、大規模法人に係る法人税申告の利用率が全体の利用率よりも低い理由ということで、財務省からは、確たることは申し上げられないが、以下のような声があると承知しているということで3点挙げられています。まず、大規模法人の場合には、e-Taxの送信容量等に制限があり電子申告が困難というのがあって、これは送信容量を大きくすれば対応可能なのだろうと思われます。あと2点として、申告書に記載すべき項目が多く、データ入力の事務負担が大きいというのと、独自の会計システムを使用していて、システム改修が必要という2点挙げられているところですが、先ほどの議論がありましたように、システム改修のほうはインセンティブにも関係しているのだろうと思います。

その点は先ほど議論したので除くとして、お聞きしたいのは、一定の企業会計上に計上されている項目を入力すればそれで申告書ができ上がるようなシステムが既にあって、それが提供されているということであれば、それをより知らしめることが必要ではないかと思われます。そうしたシステムがないのであれば、個々の企業がそういうものをつくるというのもあるのでしょうが、全体としてそうしたシステムがそれほど難しくなくできるのであれば、そうしたシステムを提供すれば、とりあえず負担軽減だとか、あとは個別にシステム改修しなくても、一つでやれば非常に経済的でもありますし、電子申告率も上がるのではないかと思われます。現状と、こうした低い理由に対応することについてどのような対策を考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

新井課長 それでは、私から若干御説明させていただきます。

申告の場合、申告書とプラス添付書類を出していただくものがありますけれども、それについて従前は、申告書がe-Taxでも添付書類は紙だったりして、そこら辺で利便性がどうかというお話もありました。e-Taxで申告とか申請を行う場合、従前は郵送で書面で出していただいたものについては、PDF形式のイメージデータでe-Taxとともに送っていただくといった対応は既に行っております。

法人税の申告の場合、財務諸表等についてもあわせて出していただくことになりますけれども、それについても従前のe-Taxソフトが受付できるデータ形式が限られていましたので、そこに企業の元データとの形式等の違いがあったりして送れないといったこともございました。それについても従前から、e-Taxで受け付けられる形にデータを変換できるようなシステムを設けて対応しております。そこら辺も、もちろんこれからより周知をしていかなければいけないと思っていますが、それを利用していただければ、e-Taxトータルで添付書類等を含めて全て電子で完結できる形になっていくかと思います。そういったシステム面の手当ては既に行っております。

武藤課長 若干補足ですが、中小法人の場合はほとんど税理士の方が代理で作成して送信されている法人が多いのです。いずれにしろ、市販の会計ソフトを使われている企業が大変多いと思っていますので、そういった市販のソフトであれば、それを申告用にデータ変換する機能がついているものも多いので、そういう意味で、電子申告に対するハードル

はさほど高くないと認識しております。

大法人の場合、各社独自の会計システムをつくっていて、それを簡単に吐き出せないような仕組みになっているところが多いと聞いております。そういうものについて、e-Taxで受け付けられるように、こちらのほうも努力すべき部分はあるかと思いますし、お互いどうやったらつなげるかということについては、今まさに経団連も含めて各企業とも話を進めているところでございますが、そういった大法人固有の事情もあるようでございますので、そこは義務化に向けて取り組んでいきたいと考えています。

髙橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

やはり電子署名をどこまで簡便化できるか。これは各府省にお願いしているのですけれども、私人の権利義務関係の証明と、こういう税の申告書類の申請証明というのはセキュリティのレベルが大分違うのではないかと思うのです。そういう意味で、どの程度まで簡略化できるかというめどについて少し御教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。IT室とも御相談の上だとは思いますけれども。

大柳企画官 基本的には民民間では、個人番号を使わない取引であれば、銀行あたりですと、来店した方に店舗で本人確認して、例えばワンタイムパスワードとかをやっているわけですけれども、我々の場合、税務署に来ない方に、オンラインで本人確認をどうしようかという話だと思うのです。

先ほどから国税庁が御説明しているとおり、税務署に来られた方で厳格な本人確認をした方については、ID・パスワードを交付していくことになっているわけなので、次に、税務署に来ない方にどのように本人確認をしていきましょうかという問題かと思っております。そこについては、まだ技術のいろいろな面とかもあるかと思いますけれども、政府としては、官民の間でやりとりする場合、しかもセンシティブ情報の最たるものであるマイナンバーみたいなものがくっついてやるものにつきましては、基本的に電子署名方式でいこうということでございます。国税としては、そういう中で納税者の利便ということも踏まえながら、ぎりぎりのところをやっているということでございますので、そうした点については改めて認識をしていただければと考えております。

髙橋部会長 わかりました。

それであれば、ID・パスワードを広げていくしかないですね。使いやすいように、要するに税務署は近くにない。私のところでも大分遠いところにありますので、できれば市役所の出張所でやりたいなと思います。そういう形で簡便にできるようなことを考えていただくのは、普及には欠かせないかと思います。ただ、そこは私個人の私見でございますし、委員の間で意見も違うかもしれませんので、そこは御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もともと積極的にお取組いただいておりますので、それに対してさらに追加のお願いということでお願いしている経緯でございます。ぜひ何とぞ、引き続きよろしくお願いいたします。

一応議論が出尽くしたようでございますので、ここまでとしたいと思います。

本日のヒアリングにおける議論を踏まえまして、論点について改めて整理したものをお送りしたいと思っております。基本計画の見直し等につきまして、ぜひまた積極的に御対応いただければと思います。重ねて、積極的に御対応いただいてありがとうございます。また、御検討の結果につきましては、事務局まで御報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本当にお忙しいところ、財務省、総務省の皆さん、ありがとうございました。 引き続きよろしくお願いいたします。

(財務省、総務省退室)

髙橋部会長 本日の議題は以上でございます。

第 1 検討チームの毎回の会議終了後、事務方から記者ブリーフィングを行うことにします。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

谷輪参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

髙橋部会長 それでは、会議を終了いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がありますので、御用のない方はそのままお残りください。どうもありがとうございました。